

令和5年3月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和5年3月22日(水) 午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長(廣田隆延)
教育委員会委員(下古谷博司, 山中秀志, 笠井智佳, 松嶋康博)
- 4 議場に出席した職員
教育次長(亀井正俊), 教育委員会事務局参事(楠田謙治), 参事兼教育総務課長(伊川歩), 参事兼教育政策課長(小林佐織), 学校教育課長(磯部仁), 教育指導課長(西村佳代子), 教育支援課長(津田由美子), 地域協働課副参事兼総務グループリーダー(中村康次郎), 文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー(小林直子), 書記(木葉健介), 書記(佐々木良)
- 5 議事
 - (1) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について (教育指導課)
 - (2) 鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について (教育総務課)
 - (3) 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について (教育総務課)
 - (4) 鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
 - (5) 鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について (教育総務課)
 - (6) 鈴鹿市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の廃止について (教育総務課)
 - (7) 鈴鹿市個人情報保護条例第59条の2第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示の廃止について (教育総務課)
 - (8) 鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部改正について (教育総務課)
 - (9) 鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正について (教育総務課)
 - (10) 鈴鹿市職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正について (教育総務課)
 - (11) 鈴鹿市立公民館長等の任命について (地域協働課)
- 6 報告事項
 - (1) 鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部改正について (教育総務課)
 - (2) 社会教育基本計画2023について (文化振興課)
 - (3) 令和6年鈴鹿市二十歳のつどいについて (文化振興課)
- 7 その他
 - (1) 令和5年4月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 8 傍聴人 1人

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年3月教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員は、下古谷委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。請願第4号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について」の審議を行います。本案件につきましては、2月定例会で事務局から内容についての説明があった後、審議を行いましたが、継続審議となっております。よって、本日は、引き続き、審議を行うことといたします。

それでは、審議に入ります。御質問、御意見ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山中委員) 請願文の鑑の部分の6行目のところに、「2021年以降、学校ではコロナワクチン接種が部活遠征や行事参加の条件にされた事例が発生している。」というわけですが、これについてはどうでしょうか。鈴鹿市にもやはりそのような事例があるのでしょうか。その辺を教えていただければありがたいです。

(教育指導課長) 鈴鹿市の方ではこういう事例はありません。コロナに関する部活動の留意点を発出したときにもワクチン接種で部活の遠征や行事参加についての条件は記入しておりません。

(松嶋委員) 以前いただいた資料の中で令和4年11月18日の文部科学省からの文書を確認していたのですが、この文書を見る限りですと、児童生徒、又は保護者に対するワクチン接種に関する情報提供について教育委員会も協力をしてくださいという趣旨の文書と読み取れます。また、文書中にも全てのワクチンの接種は強制ではなくという文言が入っており、推進という趣旨には当たらないのではないかと感じる次第です。また、この通知文書を全部読んでおりましたが、促進であるとか、推奨というような文言が記載されていないと思うのですが、事務局の方としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

(教育指導課長) この請願の1ページにある令和4年11月18日に出された通知、通達というよりは事務連絡に当たるものなのですが、ここには促進という言葉は使われておらず、児童生徒、保護者への情報提供が重要であるということになっております。事務局としましては、ワクチン接種に当たっては、国も言っていますが、やはり保護者、子どもの判断によるものということで、色々な考え方がありますが、立場としては促進、奨励又は否定の立場、いずれの立場でもないということです。

(下古谷委員) 情報提供とか情報共有というのは本当に重要なことだと考えています。ただ、ワクチン接種はあくまでも本人の意思、あるいは子どもであったら保護者の判断ということになるかと思えます。請願の項目の2番目、3番目です。そもそもデータの把握、その所管はどうなっているのか教えていただければと思います。

(教育指導課長) 請願 2 にあります「接種後死者数, 重篤副反応数, 事例」についてですが, ワクチン接種の効果や副反応については, 教育委員会の方では調査研究もしておりませんし, データも持ち合わせていませんので, 教育委員会の所管ではないと捉えております。

(笠井委員) この請願の趣旨とは直接関係はないのかもしれませんが, 今, もうまさに新型コロナウイルスが 5 月 8 日から 2 類から 5 類へ変わっていきますので, 今議論すべき内容ではないのかなと思います, 2 類から 5 類へ変わることで何か影響はありますか。

(教育指導課長) 今現在の予想として, 2 類から 5 類になれば季節性インフルエンザと同様ということでワクチンの個人負担が話題にはなっておりますが, まだ詳細については検討中ということで, 5 月 8 日以降については通知も出されておらず, 回答は難しいです。

また, 先ほど下古谷委員の御質問にお答えさせていただいたときに, 請願 2 のことで, 事務局の所管のお話をさせていただいたのですが, 請願 3 の三重県の集計のところも, 内容としては県が検討をして, 市町の教育委員会に指示することということで, 同様に本市教育委員会事務局の所管ではないということを示し添えます。

(教育長) ほかどうでしょうか。何かございますか。

たくさん資料も見ていただきまして, 御意見いただきました。それでは, オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について, 採決をしていきたいと思うのですが, 今の教育指導課長の発言で, 教育委員会事務局ではワクチン接種の推奨は行っていない, 2 番 3 番の項目が本市教育委員会事務局の所管外のことが含まれているということでございますので, 本請願については不採択が適当ではないかと思うのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは, 本請願については不採択ということでお願いしたいと思っております。

続きまして, 議案第 2059 号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」でございまして, この議案は人事に関する案件ですので, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づきまして, 会議を非公開にしたいと存じます。議案第 2059 号の会議を非公開とすることに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは, 御異議がございませんので全会一致で, 非公開とすることにいたします。私と委員の皆さん, 書記以外の方は, 御退席願います。

《教育長・委員・書記（木葉）以外は退席》

議案第 2059 号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」
審議承認

《会議関係者再入室》

(教育長) お待たせいたしました。先ほどの議案第 2059 号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) それでは、次に議案第 2060 号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、議案第 2061 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」を、組織の変更に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則」及び「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私から議案第 2060 号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」及び議案第 2061 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」を一括してご説明申し上げます。

本議案は、前回、2月の教育委員会臨時会で若干、ご報告させていただきましたとおり、中学校部活動地域移行の準備を進めるにあたって、令和5年度から新たに組織を設けるため、関連諸規定の整備を行おうとするものでございます。3ページを御覧ください。「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則」におきまして、教育委員会事務局教育指導課に「部活動地域移行準備室」を設置し、「室長」の職を置く旨を規定しております。加えまして、同室におきましては「部活動地域移行の準備に関すること」及びその「調査及び研究に関すること」を事務分掌とする規定整備を行っております。次に6ページを御覧ください。こちらは「部活動地域移行準備室」の設置にあたり「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程」におきまして、同室長の決裁権限を規定しております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 第3条に「教育指導課に部活動地域移行準備室を置く」となっておりますが、準備室ができて、部活動が地域に移行した後は、この室そのものはもうなくなるという形で、一言で言えば、時限付きのようなイメージでよろしいでしょうか。

(教育指導課長) はい。そのとおりです。準備ということで地域移行に係る体制整備をして地域移行を完了するまでが教育指導課の役割というか、まずそこを目指して期間限定でやっていく予定です。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2060 号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」及び議案第 2061 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2060 号及び議案第 2061 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第 2062 号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」を、お諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会文書管理規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) 続きまして、議案第 2062 号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」を御説明申し上げます。令和 3 年 5 月、国におきまして、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。同法により、国の「個人情報の保護に関する法律」が改正され、それまで各地方公共団体において条例を制定し、対応をおこなっていた個人情報保護に関しまして、国の法律に一本化されることとなりました。本議案はそれに伴い鈴鹿市教育委員会文書管理規程の改正を行おうとするものでございます。また、先ほど御承認いただきました部活動の地域移行に伴う部活動地域移行準備室の設置に係る所要の規定整備等も、同時に行おうとするものでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 9 ページの改正前の (1) 文書、条例に規定する公文書というのと、左側の改正後がどう変わっているのか、元々の文書がどういう意味を指していたのかが、知識がないので教えていただけましたらと思います。

(教育次長) 文書管理規程につきましては、市長部局の文書管理規程がございまして基本的にはそれに合わせる改正ということですので。改正後というのは、市長部局の規定がこのようになっているということでございます。それから改正前の情報公開条例の公

文書の規定ですが、その内容は改正後の内容とほぼ同じとなっております、公文書の具体的な内容に変更しようとするものでございます。

(下古谷委員) 細かいことなのですが、10 ページの第 16 条の中の(2)を読んでいきますと下から 2 行目になるのですが、「課、室又はグループに合議するものとする。」ということで、順番的には課、室、グループとなっているのですが、9 ページの方に戻りますと、第 2 条の「(5) 課」、「(6) グループ」、「(7) 室」で全般的には室、グループというのがひっくり返った方がいいのかなと思いました。文書的にどうかというのを一度お考えいただければと思います。

(教育次長) 基本的に 16 条の課、室、グループといいますのは権限的に大きいところから順番に並べてそういう形にさせていただいております。委員がおっしゃられるように 9 ページのグループ、室の項目の置き方とは、若干、差異がありますが、権限部分での並べ方と室が特別な位置づけということを分けて考えさせていただいております。

(下古谷委員) 問題はないのですね。大丈夫ですね。

(教育次長) はい。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2062 号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2062 号を原案のとおり承認いたします。それでは、次に議案第 2063 号「鈴鹿市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の廃止について」、及び議案第 2064 号「鈴鹿市個人情報保護条例第 59 条の 2 第 2 項の実施機関が別に定める機関を定める告示の廃止について」を、個人情報保護に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則」及び「鈴鹿市個人情報保護条例第 59 条の 2 第 2 項の実施機関が別に定める機関を定める告示」を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2063 号「鈴鹿市教育委員会を実施機関とする

個人情報保護に関する規則の廃止について」及び議案第 2064 号「鈴鹿市個人情報保護条例第 59 条の 2 第 2 項の実施機関が別に定める機関を定める告示の廃止について」を一括して御説明申し上げます。先ほど、ご承認いただきました議案第 2062 号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」の中で、御説明させていただきましたとおり、個人情報保護に関しましては、国の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に基づき「個人情報の保護に関する法律」が改正され、国の法律に一本化されることとなりました。これに伴い、本市におきましても鈴鹿市個人情報保護条例を廃止するなどの所要の整備を令和 4 年 12 月定例議会にて行っております。これに続いて、教育委員会におきましても、同様に、規定整備を行おうとするものでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2063 号「鈴鹿市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の廃止について」、及び議案第 2064 号「鈴鹿市個人情報保護条例第 59 条の 2 第 2 項の実施機関が別に定める機関を定める告示の廃止について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2063 号及び議案第 2064 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2065 号「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部改正について」、及び議案第 2066 号「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正について」を、学校給食費に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱」及び「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) 議案第 2065 号「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部改正」、議案第 2066 号「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正」につきまして、一括して説明申し上げます。議案書 34 ページの概要資料をご覧ください。

学校給食費の公会計化を昨年 9 月から開始し、6 か月を経過しております。これまで学校現場の意見等も参考に運用上の課題について整理をしてきたところ、この度適正かつ適切な事務執行をするため関連する要綱を一部改正する必要が生じたため本定

例会に提案させていただいております。施行期日は、令和5年4月1日としております。

変更内容及び変更理由等についてでございますが、「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱」については、入院など連続して5日以上長期欠席して、事前に給食の発注を停止する場合は、給食費の額の調整をすることができるとしてありますが、書面以外の手続方法を「電子メールのみ」としているところを、「電子メール等」に変更するものです。実際の現場の状況では、不登校、新型コロナウイルス感染症感染や濃厚接触者に該当すること、児童相談所への一時保護など、長期欠席の理由は多様であり、保護者自身が届出することが困難な事例が多くあります。そこで、書面、電子メール以外で、電話による届出も可能とするよう変更するものです。その他では、使用する各種様式について、学校現場からの要望も踏まえ、運用しやすいよう改善するものでございます。

次に「鈴鹿市教職員給食費等に関する要綱」については、教職員の給食費の額の調整及び徴収方法について変更を行うものでございます。1点目は、職務上の出張等で給食を食べないことが事前に分かっている場合は、給食費の減額を可能とすること、2点目は、喫食日が不規則な講師、巡回相談員、喫食日が事前に決まっていない代替調理員など、非常勤教職員は喫食パターンが多様なことから、実情に合わせた徴収方法に変更するものです。併せて、用語の定義等につきましても、整理いたしております。「4その他」に記載のとおり、この度の要綱の一部改正を検討するにあたっては、公会計ワーキンググループ及び学校の給食担当職員から聞き取りを行い改正案として整理しています。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 1点だけ、19ページのところで、御説明いただいたとおり書面又は電子メール以外に電話という手段も可能にするというお話があったと思います。アレルギーの問題は非常にセンシティブで、児童生徒の生死に関わるということに発展しかねないと思います。そこで、お電話での記録、またその後手続きのチェック体制をダブルチェックが働くような形にしないといけないと思います。電話で聞いていたけど、目の前の対応しなければいけないことがあって、メモ程度に残しておいて、そのメモを紛失する等々、人がすることですので、ミスが発生する。そんな懸念もあるのかなと感じました。そのあたりのチェック体制をどうお考えでしょうか。

(参事兼教育総務課長) まずアレルギー対応に関する除去食等の確認の徹底につきましては、当然、お医者さんの意見など、書類上提出してもらったものを、書類上でしっかり年度当初にチェックする。年度途中の変更、異動につきましても書類上でチェックしておりますので、こちらにつきましては口頭等という簡易な運用はしておりません。今回の改正は給食の食材の発注に影響があるということで、事前に長期欠席とか休暇等の連絡の手段ということです。こちらについては電話、メール、FAX等様々な方法で、まず一報いただくという発想で「等」とつけさせていただいております。

ただ最終的には書類で学校とのチェック欄を設けて、ダブルチェックであったりとかシステムへの入力への漏れがないようにチェック体制をしっかりとするような運用はさせていただいておりますので、今回の運用に関して懸念する要素というのはないと思っております。

(松島委員) 一方通行ではなくて必ず反復する形ということでよいですね。ありがとうございます。

(下古谷委員) 様式的なところで少し教えて欲しいのですが、第3号様式とか第4号様式、第5号様式は基本的には同じような様式であるかと思いますが、28ページまで飛んでもらいまして13号様式になると微妙に変化しています。例えば、「誓約者(学校給食費負担者)」の氏名のところに「フリガナ」が要求されています。下の方の「対象の児童、生徒又は幼児」のところは、第3号とか第4号様式の場合だと氏名、生年月日、学校とか幼稚園等ともう少し細かく分けられています。このように様式が少し違うのですが、問題はないですか。

(参事兼教育総務課長) 昨年9月から公会計化が始まって一定の様式でスタートさせていただく中で、学校とのやり取り、保護者さんとのやり取りで、原則、使用頻度の高い様式の中で、御意見をいただいたところを速やかに直しているところもございます。学年とか、組番とか、そういったものを追加したりとかしております。おっしゃるとおり、全てに同じような形のフリガナであったり、学年、組番が必要かどうかというのは、今、現時点ではそこまでの整理ではなく、特に問題がないという認識の中で、今回、双方の中で話し合った結果、最低限必要な箇所を修正させていただいております。運用上の中で支障があれば適宜様式の修正も必要かと思いますが、今回の改正につきましては、以上のような整理をさせていただいております。

(下古谷委員) 保護者の方が同姓同名の場合はどうでしょうか。同じ名前の保護者が2人いたときに、多分、様式13号だと子どもさんは「対象の児童」のところに名前を書くのですよね。様式5号の方ですと、そこがさらに細かく分かれていますので、同姓同名の方をうまく識別できると思うのですが、様式13号だと、偶然、子どもまで同じ名前だったら識別できないので、ちょっと心配がありました。

(参事兼教育総務課長) 今現在、1万5,6千人のシステム登録がされており、同姓同名といった方もございますが、おっしゃられるような条件が全て揃うというようなケースは今の時点ではございませんが、今後そういったことも踏まえて書類の中でチェック誤りがないように注意していきたいと思っております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2065号「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部改正について」、及び議案第2066号「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正について」を原案の

とおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2065 号及び議案第 2066 号を原案のとおり承認いたします。それでは、次に、議案第 2067 号「鈴鹿市職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正について」を、お諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市職員の人事評価の実施に関する規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2067 号「鈴鹿市職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正について」を説明申し上げます。本規程の改正についてでございますが、地方公務員法の改正により、令和 5 年 4 月から再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、第 3 条ただし書に規定する再任用職員を地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（定年前再任用短時間勤務職員）に改めるものでございます。なお、本規程は、本教育委員会で議決後、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部及び上下水道局とともに共同訓令として施行する予定でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2067 号「鈴鹿市職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2067 号を原案のとおり承認いたします。それでは、次に、議案第 2068 号「鈴鹿市立公民館長等の任命について」を、お諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立公民館長等の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(副参事兼地域協働課総務グループリーダー) それでは、私から議案第 2068 号「鈴鹿市立公民館長等の任命」につきまして、説明申し上げます。資料の 39 ページを御覧ください。今回、任命について御審議をお願いするのは、市内 10 館の単独公民館の館長及びふれあいセンター館長の計 11 館の館長でございます。公民館長等の任命につきましては、例年、あらかじめ、地元の各機関・関係団体などの代表者で構成される、公民館運営委員会等から推薦をいただいております。任期につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間としております。今回は、11 名の館長のうち 8 名が継続となり、鼓ヶ浦公民館、一ノ宮公民館、郡山公民館、の計 3 箇所の館長が新任となります。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議案第 2068 号「鈴鹿市立公民館長等の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2068 号を原案のとおり承認いたします。続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部改正について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 先ほど、学校給食費公会計化に関する 2 つの要綱改正につきまして、御承認いただいたところですが、関連する市長部局の「鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則」を一部改正しましたので、資料に基づき説明いたします。

学校給食費の徴収につきましては、令和 5 年度からは、5 月末から徴収開始する予定でしたが、年次切替えに係る大量の事務を短期間に処理する必要があることが分かり、学校現場と教育委員会事務局それぞれで大きな負担の発生が見込まれます。そこで、「1 概要」に記載のとおり、適正かつ適切な徴収事務を行うため、徴収開始月を 5 月末から 6 月末に変更しました。「2 施行日」は、令和 5 年 4 月 1 日です。

「3 変更点」については記載のとおり、徴収月の変更では、5 月の徴収がなくなる代わりに 8 月を徴収することで、年間の徴収回数は、令和 4 年度と同様、10 回でございます。「4 変更理由」は第 1 期納期前準備に一定の日数が必要となることから変更するものであり、詳細な理由は (1) ～ (4) に記載のとおりでございます。「5 保護者への周知」としましては、令和 5 年 4 月にチラシの配布及び電子メールにより周知してまいります。「6 その他」としましては、参考に四日市市及び同じ管理システムを採用している姫路市も徴収月を 6 月開始とし、8 月徴収を行っております。なお、

この規則改正では、併せて様式の軽微な一部変更も行いました。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 変更前は5月に2か月分ということで、これは4月、5月の2か月分ということでよろしいでしょうか。6月以降は、その該当月の分があたっているということでもよろしいでしょうか。それが変更後になると6月の2か月分というのは、4、5月の分ということでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 給食費の徴収に関しましては、年間にいわゆる夏休みを除く11か月について支払っていただく分を年間10期に分けて徴収をするという考えで整理しております。規則でも給食費は年額で整理をし、その年額を10回に分けておりまして、今回の改正では、今まで5月スタートであったのを6月スタートに変えるということです。少し誤解があると思いますが、4月に給食を喫食したものが5月に請求があるなどと思われがちですし、6月分については2か月分ですが、あくまでも年間10回に均等に分けているという考え方の下、今回は徴収月を変更しておるということでございます。

(下古谷委員) 1つ心配だったのが、先ほどの項目のところで遅延金、損害金の計算の様式があったものですから、その損害金を計算するときに少し1か月ずれというのが絡んでくるのかなと思ったので質問させていただきました。

(参事兼教育総務課長) 遅延損害金の起算日とかの計算上に関しましては今回の改正に伴っての影響は全くございません。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「社会教育基本計画2023について」をお願いいたします。

(文化振興課生涯学習グループリーダー) それでは、私からは報告事項の2番目社会教育基本計画2023及び令和5年度実行計画につきまして、御説明申し上げます。2ページを御覧ください。A3のカラー印刷のものでございます。

「社会教育基本計画2023」は、「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画との整合を図り、今後の社会教育行政の計画的な振興に向け、基本的な方向性や、その実現のための具体的な施策を体系的に示したものでございます。上部に掲載されております4つの社会教育の基本目標は、「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画と連動していることから、令和5年度まで変更はございませんが、それに基づく実行計画の内容につきましては、年度ごとに定めており、例年、社会教育委員の会にて内容を審議していただいております。今年度は2月20日に開催しました社会教育委員の会で内容を審議していただき、承認されているものでございます。

それでは、実行計画の内容についてでございますが、実行計画は、4つの社会教育

の基本目標ごとに四角く囲って記載しております。本年度の実行計画から取組内容について、大きな変更点はありませんが、文言の修正がございます。実行計画の1番の(1)の②の2行目、以前は「成人としての責任と自覚を促す機会とする」とあったものを「大人としての責任と自覚を促す機会とする」と変更。また、同じく1番の(2)の④、「施設・設備の改修等を計画的に行い」とあったもの「施設の計画的な定期点検を行い」と変更いたしました。なお、現状値につきましては、令和4年度実績が出ましたら修正いたします。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 変更点の確認ですが、(1) ②で成人から大人に変更というのは18歳から成人なので変更されたということでもいいですよ。大人という言葉が、何か先日、子どもが学校の宿題で大人になるとはどういうことかを作文で書きなさいというのが出てきて、定義としては大人ということは少し難しいなという印象を受けましたけど、18歳から成人なので、20歳でするから大人ということによろしいでしょうか。

(文化振興課生涯学習グループリーダー) はい。そのとおりでございます。

(教育長) ほかいかがでしょうか。それでは御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和6年鈴鹿市二十歳のつどいについて」をお願いします。

(文化振興課生涯学習グループリーダー) 報告事項の3番目、「令和6年鈴鹿市二十歳のつどい」につきまして御説明申し上げます。資料の3ページを御覧ください。

今年度同様、大人になったことを自覚し自ら生き抜こうとする20歳の方を、市を挙げて祝い励ます目的で二十歳のつどいを開催します。来年度は、会場をAGF鈴鹿体育館からイスのサンケイホール鈴鹿に変更し、開催します。開催日時は、令和6年1月7日(日)午後2時から3時までを予定しております。今回、今年と開催場所が異なりますことから、対象者及び関係者の皆様に速やかにお知らせすべく、広報等で周知させていただくこととなりましたので、御報告をさせていただいた次第でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 単純にAGF鈴鹿体育館からイスのサンケイホール鈴鹿に変わった理由をお聞かせいただければと思います。

(文化振興課生涯学習グループリーダー) 新型コロナウイルス感染症に伴い、令和3年と4年の2年間は野外施設である鈴鹿サーキットで開催をさせていただいていたのですが、今年は観客席が十分にあるAGF鈴鹿体育館で開催をさせていただきました。

この度、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、今年5月に5類に変更されるということもあり、来年度からは以前より開催されていた文化施設であるイスのサンケイホール鈴鹿に戻す形となりました。

(下古谷委員) 5月8日から5類になるという中で、換気をするなどはまだ生きているかなと思うのですが、市民会館はそのあたりは大丈夫なのでしょうか。

(文化振興課生涯学習グループリーダー) ホールの座席数としては1,275席あるということで展示室もお借りして200人ほど入ることなので1,475名の座席数を確保させていただいております。今年の二十歳の集いの対象者は2,136人だったのですが、集客数としては1,101名でしたので、人数的にも十分入ると思われれます。また、換気の方もさせていただきたいと思っております。

(教育長) それでは、その他事項に移ります。「令和5年4月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和5年4月教育委員会定例会でございますが、令和5年4月25日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和5年4月教育委員会定例会を令和5年4月25日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして令和5年3月教育委員会定例会を終了いたします。これで、本年度の教育委員会の会議は、全て終了となります。委員の皆様、ありがとうございました。令和5年度につきましても引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

3月教育委員会定例会終了 午後3時2分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 下古谷 博司